

## 議第53号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号を次のように改める。

(18) 削除

### 附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

平成24年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士